

理事長所信

2005年度社団法人山梨青年会議所

第33代理事長 奥山晴男

「明日に向かっていま行動」

戦後間もない50数年前「明るい豊かな社会を築き上げよう」と日本の青年会議所活動がはじまりました。それから半世紀が経過した現在、多くの日本人が“明るさ”や“豊かさ”を実感する生活を実現しつつあります。

しかし、我々はあの当時に、復興への熱き思いを胸にこの国に青年会議所を創始した先輩達が思い描いた様な、本当の意味での「明るい豊かな社会」に住んでいるのでしょうか。奇跡的な発展を遂げ、世界有数の先進国になったはずの日本が、物質的な豊かさを追求するあまり守るべき確かな価値観を失い、自立する事を忘れ、目に見えない様々なひずみが生まれた結果、先行き不透明で混沌とした時が訪れてしまったように思われます。

この様な時代の変革期だからこそ、私たちJCの真価が問われています。個人を最大限に尊重しながらも、公共心にあふれた安心感・安定感のある社会や国家をいかにして創っていけるか。それが「明るい豊かな社会」を創造するための第一歩と考えます。

J a y c e eである私たち一人一人が深く考え、勇気を持って発言し、そして積極的に行動する事により、我々が夢に思い描く本当の明るい豊かな社会を共に築き上げて行きましょう。

“明るい豊かな社会”は“明るい豊かなひと”がつくる
「和のこころ」を忘れずに、まちづくりをみんなで楽しもう。

若い我等特別室	青少年育成からはじまるまちづくり。 子供たちのまっすぐな心を育みます。
会員拡大委員会	会員拡大こそJC運動の出発点。明日のために行動します。
会員開発委員会	明るい豊かなひとづくりを目指します。
会員交流委員会	「和のこころ」で楽しい事業を行ないます。
総 務 室	歴史と伝統ある青年会議所の礎となります。

副理事長・専務理事挨拶

室長 齊藤 雄太

若い我等特別室室長を務めます。ラストイヤーですので頑張ります。1年間よろしくお願いします。

副理事長 阿南 敬典

一年間、副理事長を務めさせていただきます阿南です。よろしくお願いします。

副理事長 雨宮 武彦

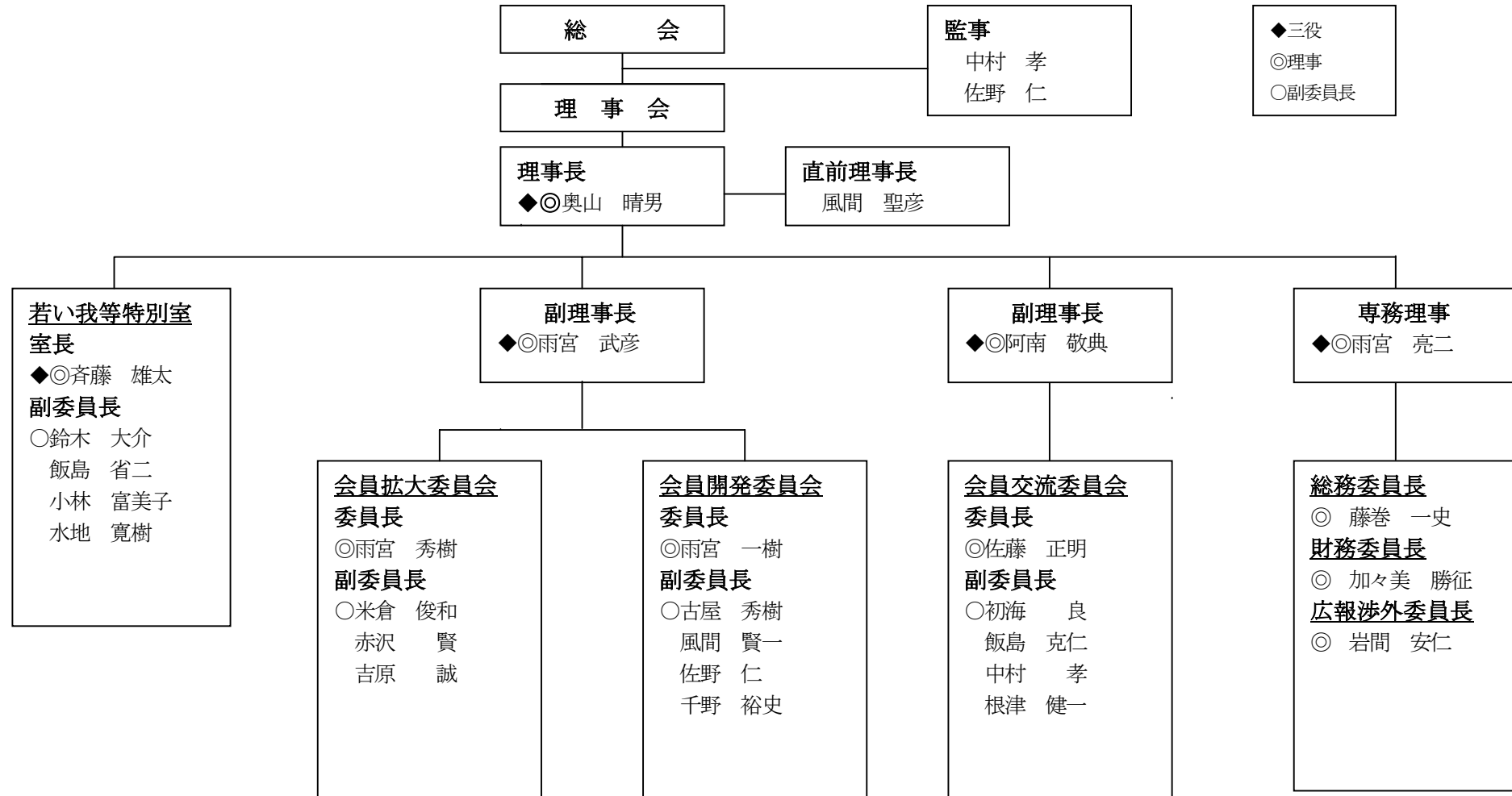
2005年度、会員拡大委員会、会員開発委員会の担当をさせていただきます。初の副理事長で、2つの委員会を受け持つことになり、責任の重大さを痛感しています。また、委員長も両委員会とも初の理事ということですので、本年度が終わるときに委員長の難しさ、面白さを分かってもらえるようにアドバイス出来ればと思っています。

自分自身も勉強して頑張っていきますので、どうぞ1年間よろしくお願いします。

専務理事 雨宮 亮二

今年度、専務理事を務めさせていただきます。奥山理事長のもと手となり足となり積極的に行動を起こしたいと思っております。また、ロム内でのパイプ役としてこの一年を通し精一杯頑張る所存です。始めての大役で不慣れな点や役不足の点があると思いますが、会員の皆様のご協力を頂きながら山梨JCの発展の為、一年間宜しくお願いします。

2005 年度 (社) 山梨青年会議所 組織図



(出向者)

山梨ブロック協議会

LOM支援委員会

JCブランド確立会議

次世代JAYCEE研修委員会

会員交流委員会

岩間 安仁・小林 富美子

飯島 省二・風間 賢一・佐野 仁

鈴木 大介・千野 裕史・水地 寛樹・吉原 誠

赤澤 賢・古屋 秀樹

2005 年 度 年 間 ス ケ ジ ュ ー ル

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総 会		○						○					○
三 役 会		1/11	2/1	3/1	4/5	5/3	6/7	7/5	8/2	9/6	10/4	11/1	12/6
理 事 会		1/18	2/8	3/8	4/12	5/10	6/14	7/12	8/9	9/13	10/11	11/8	12/13
例 会	若い我等特別室		① 宿泊体験					① 事前勉強会	① 宿泊体験				
	会員拡大委員会		② シミュレーション				① 研修会				① 発表会		
	会員開発委員会				① 講演会		② 実習体験		② 実習体験		② ディスカッション		
	会員交流委員会			① スポーツ大会		① 家族例会		② 納涼会					① 卒業式・納会
	総 務 室	① 市長例会		② 3ロム合同	② 講演会	② スピーチ例会				① スピーチ例会		① 新人例会	
	会員会議所会議	15 日	16 日	16 日	20 日	18 日	15 日	20 日	17 日	21 日	19 日	16 日	21 日
山 梨 ブ ロ ッ ク		賀詞交換会							納涼会	会員大会 南アルプス		さよなら ブロック	
関 東 地 区			13 地区会議				地区大会 竜ヶ崎 12					さよなら 関東地区 20	
日 本 J C		京都会議 20～23						サマコン 名古屋 23～24		全国大会 姫路 29～2			
そ の 他						ASPAC 26～29					世界会議 24～29		

社団法人 山梨青年会議所 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条

本会議所は、社団法人山梨青年会議所(Yamanashi junior chamber inc)と称する。

(事務所)

第 2 条

本会議所は、事務所を山梨市万力 1830 番地、山梨市民会館内に置く。

(目的)

第 3 条

本会議所は、地域社会および国家の政治、経済、社会、文化等の発展をはかり、会員の連けいと指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条

- 1.本会議所は、特定の個人、または法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
- 2.本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第 5 条

本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 産業、経済、文化並びに政治に関する研究及びその改善のための諸事業。
- (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業。
- (3) 指導力の開発及び相互の親睦に資する行事の開催。
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携。
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業。

(事業年度)

第 6 条

本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終る。

(会員の種類)

第 2 章 会 員

第 7 条

本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員に限り民法上の社員とする。

(1)正会員 (2)特別会員 (3)名誉会員 (4)賛助会員

(正 会 員)

第 8 条

1.山梨市及びその近在に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者を正会員とする。ただし、年度中に 40 歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

2.すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第 9 条

制限年令の年度末まで正会員であったもので、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第 10 条

本会議所に功労のあるもので、理事会の議を経て推薦されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第 11 条

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で、理事会において入会を承認されたものは賛助会員となることができる。

(正会員の権利)

第 12 条

正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的に必要なすべての事業に参加する権利を平等に共有する。

(正会員の義務)

第 13 条

本会議所の正会員は、本定款に別に定めるもののほか、定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費等の納入義務)

第 14 条

1.会員は、入会に際して入会金を納入し、会費を毎年、所定の期日までに納入しなければならない。

2.入会金及び会費は、総会において別に定める。

(休会)

第 15 条

やむを得ぬ理由により長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第 16 条

本会議所の会員は次の事由により、その資格を失う、

(1)退会 (2)死亡又は解散 (3)破産 (4)禁治産又は準禁治産の宣告 (5)除名

(退会)

第 17 条

本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 18 条

1. 本会議所の会員が、次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員の 4 分の 3 以上の議決により、これを除名することができる。
 - (1) 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
 - (2) 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
 - (3) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (4) 出席義務を履行しないとき。
 - (5) その他会員として適当でないと認められるとき。
2. 前項の規定により会員を除名するときは、その会員に予め通知するとともに除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 総 会

(総会の種類)

第 19 条

本会議所の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 20 条

本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の招集)

第 21 条

1. 通常総会は毎年 1 月及び 12 月に理事長が招集する。
2. 臨時総会は次に掲げる場合に、理事長が招集する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事会が招集の必要を決議したとき。
 - (3) 5 分の 1 以上の正会員より、会議に付すべき事項を示した書面で招集の請求があったとき。
3. 前項第 3 号に規定する総会は、その請求があった日より 30 日以内に招集の手続をしなければならない。
4. 第 2 項に定めるもののほか、監事は総会招集の必要を認めたときは、これを招集することができる。
5. 総会を招集するためには・会議の目的たる事項、ならびに日時場所を記載した書面をもって、会日の 10 日前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第 22 条

総会の議長は、理事の内より理事長がこれを指名する。

(総会の決議)

第 23 条

総会は・正会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数を持ってこれを議決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(表 決 権)

第24条

正会員は、総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)

第25条

次の事項は総会の議を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画および収支予算の決定ならびに変更
- (3) 事業報告および会計報告の承認
- (4) 役員の選任および解任
- (5) 入会金および会費の額の決定
- (6) 本会議所の解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任および残余財産の処分方法の決定
- (8) 次に掲げる規定の設定および廃止
 - (ア)山梨青年会議所会員資格規定
 - (イ)山梨青年会議所役員選任の方法に関する規定
- (9) その他特に重要な事項

(総会の特別決議)

第26条

- 1.前条第1号および第6号に掲げる事項を総会で議決するには、出席正会員の3分の2以上の多数によらなければならない。
- 2.前項の議事に関する総会招集の通知には、付議事項の内容および提案の理由を記載しなければならない。

(総会の決議事項の通知)

第27条

理事長は、総会の終了後、遅滞なく、その決議事項を会員に書面で通知しなければならない。

(総会の議事録)

第28条

- 1.総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正式会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（表決委任者を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人・議事録作成人の選任に関する事項
- 2.議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2人以上及び議事録作成人が署名しなければならない。

第4章 役員

(役員の種類および数)

第29条

1.本会議所の役員は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------------------|
| (1) 理事長 | 1人 |
| (2) 直前理事長 | 1人 |
| (3) 副理事長 | 5人以内 |
| (4) 専務理事 | 1人 |
| (5) 理事 | (理事長、副理事長、専務理事を含む。)20人以内 |
| (6) 監事 | 2人 |

2.理事長、副理事長、専務理事、及び理事をもって民法上の理事とする。

3.監事は他の役員を兼務することができない。

(役員の資格および任免)

第30条

1.役員は、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任および解任される。ただし、直前理事長はこの限りでない。

2.役員の選任方法については、別に定める。

(役員の任期)

第31条

1.役員の任期は毎年1月1日より同年12月31日までとする。ただし再任を妨げない。

2.期のなかばに選任された役員の任期は、その期の末までとする。

3.任期満了または辞任により退任した役員は、後任者の就任するまでその職務を行なうものとする。

(役員の職務)

第32条

1.理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2.直前理事長は、意見を求められたとき理事長経験を生かし、所務について必要な助言する。

3.副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長事故あるときはその職務を代行する。

4.専務理事は、理事長を補佐して所務をつかさどり、事務局を統括する。

5.理事は、理事会を構成し、所務を分掌する。

6.監事は、民法第59条の職務を行う。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第 33 条

- 1.本会議所の理事会は、理事長、副理事長・専務理事および理事をもって構成する。
- 2.直前理事長および監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の招集)

第 34 条

- 1.理事会は毎月 1 回以上理事長かこれを招集する。
- 2.理事会構成員の 5 人以上が必要と認めたときは、書面により会議の目的なる事項を示し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第 35 条

理事会の議長は理事の内より理事長がこれを指名する。

(理事会の決議)

第 36 条

理事会は、その構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その決議は出席構成員の過半数をもってこれを行う。ただし総会において特別決議を要する事項についての決議は出席構成員の 3 分の 2 以上の多数をもってこれを行う。

(理事会の決議事項)

第 37 条

理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

(理事会の議事録)

第 38 条

- 1.理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の氏名
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人・議事録作成人の選任に関する事項
- 2.議事録には、議長及び出席した理事の中からその理事会において選出された議事録署名人 2 人以上及び議事録作成人が署名しなければならない。

第 6 章 例会および委員会

(例 会)

第 39 条

- 1.本会議所は毎月 1 回以上例会を開く。

2.例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第40条

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第41条

- 1.委員会は委員長および委員若干人をもって構成する。
- 2.委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
- 3.正会員は理事長、直前理事長、副理事長・専務理事および監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 会 計

(収 支)

第42条

- 1.本会議所の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。
- 2.本会議所の経費は、資産をもってこれにあてる。

(会計区分)

第43条

- 1.本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計および基金会計の3種に区分して処理する。
- 2.一般会計は、通常に事業遂行に関する収支を経理する。
- 3.一特別会計は、一般会計で処理するに不相当と認められる大規模もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4.基金会計は、基金となるべき収支により積立てられた資産およびその運用により取得した財産の管理運用を経理する。

(資産の団体性)

第44条

本会議所の会員は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

第8章 管 理

(定款等の備置)

第45条

理事長は、定款その他諸規則、会員名簿ならびに総会及び理事会の議事録を常に事務所に備えて置かなければならない。

(報告書類の提出)

第 46 条

1.理事長は、在任年度終了後、すみやかにその任期中の年度にかかる次の各号に掲げる書類を作成し、在任年度の監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計報告書(収支決算書、財産目録、貸借対照表)

2.前項に規定する書類の提出は、当該年度終了後最初に開かれる通常総会の会日の 1 週間前までに行わなければならない。

3.第 1 項の書類の提出を受けた監事は、厳正なる監査を行い、その通常総会の前日までに意見書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。

4.当該理事長は、前項の意見書を添えて第 1 項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(報告書等の備置)

第 47 条

理事長は前条第 1 項に規定する書類をその通常総会の会日の 1 週間前までに事務所に備えて置かなければならない。

(書類の閲覧)

第 48 条

1.会員は第 45 条および前条の書類をいつでも閲覧することができる。

2.理事長は正当な理由なくして前項の閲覧を拒むことができない。

(提出)

第 49 条

理事長は通常総会終了後遅滞なく第 46 条第 1 項の書類を社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

(事務局)

第 50 条

1.本会議所は、その事務を処理するため事務所の所在地に事務局を設置する。

2.事務局には事務局長 1 人を置く。

3.事務局長は理事長の命を受け庶務を処理する。

4.事務局長は理事会の議を経て理事長が任命する。

5.前各項のほか・事務局に関し必要な事項は理事会の決議により定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条

本会議所の定款の変更は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(解散事由)

第 52 条

本会議所は次の事由により解散する。

(1) 目的たる事業の完了または成功の不能

- (2) 破 産
- (3) 総会の決議
- (4) 正会員の欠亡

(残余財産の処分)

第 53 条

本会議所の解散の時に存する残余財産は、総会の議を経て本会議所と類似の目的をもつ公益法人その他の団体に帰属させる。

(清 算 人)

第 54 条

1. 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。
2. 清算人は、就任の日から 6 ヶ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

(解散後の会費の徴収)

第 55 条

本会議所は解散後においても清算終了の日までは総会の議を経て、その債務を弁財するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 10 章 雑 則

(定款変更の届出)

第 56 条

本会議所の定款の変更があった場合には、変更部分を明示して、すみやかに社団法人 日本青年会議所に届出なければならない。

(顧 問)

第 57 条

1. 本会議所は顧問若干名を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

(施行規則等)

第 58 条

本会議所は本定款の運用を円滑にするため、本定款に別に定めるもののほか、理事会の議を経て施行に関する規則等を定める。

附 則

第 59 条

本定款第 3 章第 28 条・第 5 章第 38 条・第 6 章第 39 条は 1992 年 1 月 1 日より変更施行する。

山梨青年会議所 運営規定

第 1 章 目 的

第 1 条

本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため、組織、運営等に関する事項を規定する。

第 2 章 役員の任務

第 2 条

本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1.理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総刮責任をもつ。
- (2) 日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する決議権の行使及び意見の発表を行う。

2.副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 会務並びに総務を分担し、各々分掌の委員会を統轄して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

3.理 事

- (1) 理事は、本会議所の目的達成のために、事業を企画、検討、実施し且つその成果を確認して、議事録又は報告書を 7 日以内に担当副理事長を経て、理事長に提出する。
- (2) 各理事の職務分掌に疑義の生じた場合は、理事会の決定にしたがう。

4.監 事

監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要あるときは理事長に報告書を提出しなければならない。

第 3 章 出 席

第 3 条

- (1) 3 ヶ月毎に正会員の出席率を発表し、年間実質出席率の最低限界を 30%とする。実質出席率とは、総会・例会、委員会、全体行事の出席率をいい、役員の場合は理事会・新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。
- (2) すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は必ず届出ること。
- (3) 理事長および専務理事が委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各 1 回を加えて出席率を算出する。
- (4) 副理事長が担当委員会に出席した場合、要出席回数及び出席回数に各 1 回を加えて算出する。
- (5) 下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数及び出席回数に各 1 回を加えて報告書の受理された時に出席率を算出する。但し、主催者側もしくは会員委員長の承任印を必要とする。
1)JCI 諸会議 2)全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会 3)各地 JC の認承証伝達式及び記念式典 4)各地青年会議所例会 5)数日間に亘って開催される会合は 1 回として扱う。

- (6) 病気(要医師の診断書)及び海外出張等のため、長期間に亘り出席不能な場合は休会として出席の義務を免除する。但し、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。
- (7) JC 関係の公務のためあらかじめ届出て総会、例会、委員会及び理事会に欠席した場合は出席したものとして取扱う。
- (8) 正会員はすべて会合に出席する際には JC バッジを佩用しなければならない。
(但し 7.8.9 月の会合で上衣を使用しない場合はこの限りでない。)
- (9) 会合の出席は規定用紙に署名することを原則とする。

第 4 章 例会、定例理事会

第 4 条

例会は原則として毎月第 2 火曜日と第 4 火曜に開催する。

第 5 条

定例理事会は毎月第 1 火曜日に開催する。

第 5 章 委 員 会

第 6 条

定款第 40 条の規定に基き、総務、広報、指導力開発、社会開発、青少年、経営者開発を設置する。別に必要のあるときは、理事会の承認をへて特別委員会を設置することができる。

第 7 条

委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名及び委員若干名を置く。委員長は理事のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。副委員長及び委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。

第 8 条

各委員会の職務分掌は次の通りとする。

1.総務委員会

- (1) 事務局の管理及び会費の徴収の管理
- (2) 総会、理事会、例会開催に関する件
- (3) 会員名簿の完備
- (4) 褒賞、表彰、慶弔に関する件
- (5) 事業計画書、事業報告書の総会議案書作成
- (6) 定款諸規定に関する事
- (7) 物品備品の保管、管理に関する事
- (8) 各委員会の連絡調整事務及びその他各委員会に属さない事項
- (9) 国際交流に関する事
- (10) 各種会合への参加奨励

2.広報委員会

- (1) 会報の発行
- (2) 日本青年会議所及び会員会議所との情報交換
- (3) 青年会議所活動の対外的 PR 及び報道関係への連絡
- (4) その他広報活動に関する事

3.指導力開発委員会

- (1) 自己啓発、会員訓練に関する事
- (2) 議事法及び実践指導力の徹底

4.社会開発委員会

- (1) 地域社会に関する事
- (2) 社会福祉に関する事
- (3) 国家、社会問題に関する事
- (4) 交通、公害問題に関する事

5.青少年委員会

- (1) 青少年の健全育成に関する事

6.経営者開発委員会

- (1) 経営者訓練に関する事
- (2) 産業及び経済事情の研究に関する事

7.会員開発委員会

- (1) 会員の入退会に関する事
- (2) 会員相互の親睦と友情に関する事
- (3) 出席率向上に関する件
- (4) 会員会議所との交流、交歓
- (5) 家族会の開催など、会員家族間の親睦をはかること

8.財務委員会

- (1) 財務および会費の徴収の管理
- (2) 収支予算書、決算書の作成

第 6 章 褒 賞

第 9 条

本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、団体委員会に対して理事会の決定により褒賞を行なう。尚褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

第 10 条

年間例会出席率が 100%以上の会員は褒賞する。

細 則

第 11 条

本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

第 12 条

本規定は昭和 48 年 12 月 27 日より施行される。

第 13 条

本規定第 4 章第 4 条は、1992 年 1 月 1 日より変更施行する。

山梨青年会議所 会員資格規定

第 1 章 目 的

第 1 条

本規定は本会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定する。

第 2 章 入 会

第 2 条

入会を希望するものは、正会員 2 名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。

第 3 条

前条の推薦者の資格は次の各号のとおりとする。

- 1) 入会后満 1 ケ年以上経過している者
- 2) 被推薦者に対して 1 ケ年間の義務履行の連帯保証を出来る者。

第 4 条

理事長は入会資格審査を会員開発委員会に委託する。

第 5 条

会員開発委員会は推薦者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第 6 条

理事会は答申に基き審査し、入会の適否を決定する。入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

第 7 条

入会を承認された者は入会金及び会費の納入をもって正会員となる。但し、入会承認後 1 ケ月以内に会費を納入しない場合はこの限りでない。

第 8 条

会費は 6 月末日までに入会を承認された者については全額とし、7 月以降の入会については半額とする。

第 3 章 会費の納入

第 9 条

- (1) 定款第 14 条に定める入会金並びに年会費は、原則として毎年 1 月末日迄に納入しなければならない。
- (2) 但し、納入方法については、理事会において決定する。

第 4 章 会員の失格

第 10 条

定款第 18 条に定める行為があったときは、会員開発委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第 11 条

年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行ない、理事会に報告しなければならない。

第 12 条

例会及び委員会に対して欠席が連続 回に及んだ会員の所属委員長は会員に対して勧告を行い、勧告後 1 ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は理事会に報告する。報告を受けた理事会は当該会員の過去の状況等を勧告し、その決議により退会せしむ。

第 5 章 休 会

第 13 条

病気又は海外出張等により、長期間に亘る欠席を余儀なくされる時は休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費は納入しなければならない。

第 6 章 特別会員

第 14 条

定款第 7 条(2)の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申告書を提出し特別会員となること出来る。

第 15 条

特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第 7 章 賛助会員

第 16 条

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の決定により賛助会員として入会すること出来る。

第 17 条

賛助会員を希望する者は所定の申告書を理事会に提出する。

第 18 条

賛助会員は本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し一切の表決権及び選挙権を有しない。

細 則

第 19 条

本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附 則

第 20 条

本規定は昭和 48 年 12 月 27 日より施行する。但し、第 3 条(1)については昭和 50 年 1 月 1 日より施行する。

第 21 条

本規定第 3 章第 9 条は 1992 年 1 月 1 日より施行する。

山梨青年会議所 役員選任の方法に関する規定

第 1 章 目 的

第 1 条

本規定は、本会議所定款第 30 条により、本会議所の次年度の役員(理事長、副理事長、専務理事、理事、監事)の選出の方法を定めたものである。

第 2 章 理事長、監事、選出委員及び理事の選挙管理委員会

第 2 条

理事長・監事の選出委員及び理事を選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。(以下選挙管理委員会と称する。)

第 3 条

選挙管理委員会は、委員長 1 名・委員 4 名の定員 5 名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て毎年 6 月 30 日迄に各々指名により選出する。委員の欠員を生じた時は、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第 4 条

選挙管理委員会の任期は 4 ケ月とする。但し理事会の決議により任期を延期することが出来る。

第 5 条

委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して選挙の管理及び執行に関して責に任ずる。

第 6 条

選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長がこれを決する。

第 3 章 理事長、監事の選考委員会

第 7 条

次年度の理事長及び監事を選出するために理事長、監事選考委員会をおく。
(以下選考委員会と称する。)

第 8 条

理事長、監事選考委員会は現在の理事及び理事経験者 7 名によって組織され、委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第 9 条

6 名の理事長・監事選考委員は、当年度の理事長が、これを指名する。

第 10 条

選考委員会の被選挙権は理事経験者で 6 月末に於いて正会員であるものとする。

第 4 章 理事長、監事の選出

第 11 条

理事長・監事選考委員会は委員会員の合議によって次年度の理事長 1 名及び次年度監事 2 名を選出する。但し委員会は 3 分の 2 以上の委員の出席を要し、且つ賛成 3 分の 2 以上をもって決する。

第 12 条

前 2 条によって選出される次年度の理事長及び監事は当該年度の 6 月 30 日現在において、正会員たることを要する。但し下記に掲げるものは被選挙者となり得ない。

- (1)会費の納入を遅滞しているもの
- (2)次年度において正会員の資格なきもの
- (3)理事経験なきもの

第 13 条

理事長・監事選考委員会は本章の定めるところに従い、次年度の理事長、監事を選出した上、遅くとも 7 月 15 日までにその氏名を理事会に通知しなければならない。

第 5 章 理事選挙

第 14 条

次年度の理事(理事長を除く)のうち 6 月 30 日現在の正会員数の 10%(整数)の理事は正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は理事選挙の当選者の確定する前迄に次年度理事長予定者が決定する。

第 15 条

選挙の行なわれる当該年度の 6 月 30 日現在の正会員は理事の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているものを除く。

第 16 条

選挙の行なわれる当該年度の 6 月 30 日現在の正会員は理事の被選挙権を有する。但し、下記に掲げるものは除く。

- (1)当該年度を含む過去 2 ケ年において連続して役員の地位にあるもの。
- (2)理事長・監事選出委員会において、次年度理事長および監事に選出されたもの。
- (3)次年度において正会員の資格なきもの。
- (4)会費の納入を遅滞しているもの。
- (5)過去 1 年間出席率 60%以下のもの

第 17 条

選挙管理委員会は正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成した上で、7 月 25 日までに 5 日間本会議所に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第 18 条

前述名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において縦覧期間内に理由を記載した文書を以って選挙管理委員会に異議を申立てることが出来る。

異議申立があった場合、委員会は速かにこれを調査し、異議を認めた場合選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加・或いは更正を異議申出日より 5 日以内にこれをなし、且つ遅滞なくその決定を告知しなければならない。但し、縦覧期間経過後の異議申出は認めない。

第 19 条

選挙管理委員会は・被選挙人名簿を選挙執行日の 3 日前迄に到着するよう有権者に交付若しくは送付しなければならない。且つこのとき迄に選考委員会によって選出された次年度の理事長及び監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第 20 条

投票は有権者 1 名につき 1 票。選挙すべき理事の数だけ連記し、無記名で以って郵送により行う。選挙すべき理事の数より多く若しくは少なく記載されたものは無効とする。郵送は普通郵便によるものとし、投票日迄の消印のあるものを有効とする。その他投票の有効無効は選挙管理委員会に一任する。

第 21 条

開票は選挙管理委員会及び現在の監事立合いの上、これを行わなければならない。

第 22 条

得票多数の上位者をもって理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位定まらざる場合には、選挙管理委員会及び現任の監事の立合の上、当該得票者の当選順位を現在の理事長の推薦により決定する。

第 23 条

選挙管理委員会は、当選者が確定したときは遅滞なく当選者の氏名を理事会及び全正会員に通知しなければならない。

第 6 章 理事及び副理事長の指名選出

第 24 条

次年度の理事長は、前章に定める理事選挙によりその当選者が確定した後、速やかに残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の 6 月 30 日現在における正会員たることを要する。

但し、下記に掲げるものは被選者となり得ない。

- (1) 選考委員会において監事に選出せられたもの。
- (2) 第 5 章に定める理事選挙によって当選が確定したもの。
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (4) 会費の納入の遅滞しているもの。

第 25 条

次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後、速やかに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から、次年度の副理事長 5 名以内を指名により選出する。

第 26 条

次年度の理事長は指名により選出した次年度の理事及び副理事長の氏名を当該年度中に開催される総会の前迄の理事会に通知しなければならない。

第 7 章 通知・報告・承認

第 27 条

現任の理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第 28 条

現任の理事長は、当該年度中に開催される総会に於て、選任せられた次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 役員の補充選任

第 29 条

本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときには、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。

その指名選出は第 24 条に準じて行うものとする。

現任の理事長は役員の補充選任が行われた以後最初の総会に於て役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細 則

第 30 条

本規定の施行に関する細則は理事会の決議をもって定める。

附 則

第 31 条

本規定は昭和 48 年 11 月 27 日より施行する。

第 32 条

本規定第 6 章第 25 条は 1992 年 1 月 1 日より施行する。

第 33 条

本規定第 3 章第 9 条は 2001 年 1 月 1 日より施行する。

第 34 条

本規定第 6 章第 24 条・第 25 条は、2002 年 1 月 1 日より施行する。

山梨青年会議所 庶務規定

第1章 目的

第1条

本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

第2章 事務局

第2条

事務局には事務局長を置き、事務局長は事務局の統轄、管理にあたる。

第3条

総会及び理事会の議事録は事務局長がこれを作成し事務局に備え付けるものとする。

第4条

事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理、保存しなければならない。

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1) 本会議所の定款ならびに諸規定 | 永久保存 |
| (2) 総会及び理事会の議事録 | 永久保存 |
| (3) 本会議所内部の文書綴 | 5年間保存 |
| (4) 日本青年会議所及び他青年会議所関係の文書綴 | 1年間保存 |
| (5) 本会議所報綴 | 1年間保存 |
| (6) 事務局日誌 | 3年間保存 |
| (7) 受発信簿 | 1年間保存 |
| (8) 前項に属さない文書 | 1年間保存 |

第5条

事務局長は備品台帳を整備し出入を記載し備品を完全に管理しなければならない。

第3章 会計理事

第6条

本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿)
- (2) 決算書類及び諸表(貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、財産目録等)
- (3) 伝票(入金伝票、出金伝票、振替伝票)

第7条

金銭の出納は総務委員長が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3) 領収書徴収不能のものについては受納不能理由を記載した支払証明書

第8条

出納はつとめて銀行の普通及び当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

第9条

予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたっては計画を綿密にたて、冗費をはぶき、効果的に運用することに努め単位事業が完了したときは、速やかに計画書証憑及び関係書類

を揃え捺印の上理事長に提出しなければならない。

第10条

総務委員長は決算にあたって前払費用、未収金・未払金等を整理し仮払勘定は原則として夫々担当の科目に振替え、関係帳簿を照合、且つ整理し銀行預金残高証明等証拠書類をととのえなければならない。

第11条

会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。

- (1)決算書類 永久保存
- (2)その他の会計書類 5年間保存

第4章 慶 弔

第12条

会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員の結婚 10,000 円
- (2) 会員の配偶者の出産 5,000 円
- (3) 会員の長期(30 日以上入院)に亘る病気 5,000 円
- (4) 会員の死亡 10,000 円及び生花一基
- (5) 会員の配偶者の死亡 10,000 円
- (6) 会員の一親等の死亡 10,000 円
- (7) 会員の祖父母の死亡 5,000 円
- (8) 以上の外必要と認めたとき、正副理事長の協議により決定し、理事会に報告する。

第13条

シニア会員の慶弔に関しては、次の基準による。

- (1) シニア会員の本人の死亡 正会員に順ずる。

第5章 旅 費

第14条

理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。

- (1) 目的地までの往復普通料金相当額(用務の都合により普通急行料金を加算する。
- (2) 宿泊料は実費相当額
- (3) 日当は、1日 3,000 円

第15条

理事長の命じた会員の公務出張に対しては理事会の議をへて前条に準じた旅費を支給することができる。

細 則

第16条

本規定の施行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附 則

第17条

本規定は昭和 48 年 12 月 27 日より施行する。

第18条

本規定第4章第12条・第13条・第14条・第15条・第16条は、1992年1月1日より変更施行する。

委員会開催の注意事項

委員長は、委員会を開催する時は、理事長と、担当副理事と委員に事前に連絡すること、

1. 会合が何故紹集されるか開催前日までに明解な理由を委員に知らせること。
2. 委員会開催の言葉
3. 出席者確認(初会は自己紹介)
4. 綱 領
5. 議事の概要説明
6. 前回委員会の議事録の確認
7. 報告事項
8. 協議事項
9. 決議事項
10. 次回の委員会開催日時及び場所の決定
11. 議事録は、2部作り開催日から数えて5日以内に担当副理事長に提出すること。
12. 委員長は委員全部に仕事を与える様に留意すること。

例会開催の注意事項

1. 例会集合時間・・・開会時刻の10分前に会場に必着のこと。
2. 例会にはバッチと名札を必ず着用する。
3. 服装はJCマンとしての品位のある制服で靴は必ず着用のこと。
4. 開会時刻になったら議長は、ゴングを鳴して開会を宣する。
5. JCソング、JC宣言、JC綱領。
6. 議長は議題に入る前に欠席と遅刻を報告する。
7. 理事長挨拶、報告、日本JC地区協、ブロック協、理事会関係の報告。
8. 委員会報告。
9. 例会の行事・・・講師例会(40分話、20分質問)研修会、その他。
10. 監事講評(監事欠席の場合は副理事長)
11. 若い我等
12. 閉 会

例会担当委員会の職務

1. 担当委員会は、全員開会 30 分前に例会場に集合すること。
2. 全員で会場の施設を利用して、例会場を作ること。
3. 国旗、J C 旗の掲揚、ゴングを準備すること。
4. 担当例会に於ける議事録は、担当委員会でとること。
5. 講師例会の場合、講師の送迎をすること。
6. 例会終了後は、あとかたづけをすること。
7. 講師への記念品を用意すること。

会議の心得 10 ケ条

1. 参加とは出席通知と 5 分前
2. 設営細心、出席確認、議事録完備
3. 聞いたなら内容理解し質問準備
4. 私語禁止、ササヤクならはメモ書いて
5. 話すなら簡単明瞭趣旨を掴んで
6. 発言は許可を得てから起立して
7. 質問か意見か動議か区別して
8. 笑顔にて心にゆとり口にユーモア
9. 紳士なら守ろう会議のエチケット
10. 若さと英知を集め「1 件 1 処理」

会 員 の マ ナ ー

1. 会員は常に礼儀正しい服装をすること。
2. 会員は常に他人に不快の念を与える言動は慎むこと。
3. 会員は常に他人の話をよく聞き、その権利を尊重すること。
4. 会員は必ず時間を守り、時間を大切にすること。
5. 会員は必ず全ての連絡に対し、すみやかに返信すること。
6. 会員は会の定款、諸規則、諸規定をよく認識し、必ず守ること。
7. 会員は会の目的、組織、歴史について充分理解すること。
8. 会員は綱領、スローガン、JCI クリードをよく理解すること。

予算書及び決算書の使用科目

予算書及び決算書の使用科目はおおむね次のとおりとする。

1.収入項目

- (1) 一般会計より……………一般会計の委員会事業予算より繰入金額
- (2) 登 録 料……………委員会セミナー、勉強会等の会費のこと
- (3) 寄附・協賛金収入…事業に賛同する第三者より受領した金額
- (4) 広 告 収 入……………広告料として領収した金額
- (5) 補助金収入……………事業に対する補助の目的で受領した金額
- (6) 雑 収 入……………少額の収入で勘定科目を設ける必要のない場合その金額

2.支出項目

- (1) 会 場 費……………セミナー、勉強会等の会場使用料のこと
- (2) 食 事 代……………セミナー、'勉強会等で食事代を支払った場合のその代金
- (3) 講 師 謝 礼……………講師に手渡した謝礼金で現金支給額と源泉税 10%を加算した金額を計上すること。なお、講師よりは領収証を受けることを原則とする。
- (4) 講師記念品代……………講師に謝礼のために手渡した記念品代である。
- (5) 講師交通費……………講師が来訪するための交通実費である。
- (6) 印 刷 代……………資料、案内状、チラシ等の外部印刷費である。
- (7) 看 板 代……………大会等に使用する外注看板代である。
- (8) 賞 品 代……………ほうびとして与えられる品物代である。
- (9) 記 念 品 代……………会の参加者に記念品として出される品物代である。
- (10) 事 務 費……………委員会運営にともなう通信及び資料費である。
- (11) 通 信 費……………事業目的のための葉書、切手等の郵便代である。
- (12) 資 料 費……………資料に使用する目的で外部より購入した書籍代等である。
- (13) 記 録 費……………記録のための写真代、録音テープ代
- (14) 消 耗 品 費……………外部より事業のために購入する消耗品費の金額である。
- (15) 雑 費……………少額の支出で勘定科目を設けるまでもない場合、その支払額

余剰金、不足金、未収金及び仮払金

決算において、余剰金の生じた場合には、決算書の役員会承認後遅滞なく、その金額を本会計へ返金しなければならない。決算において不足金(赤字)が発生した場合の補てんは、役員会の承認を経た後支出されるものとする。